

令和2年第3回

長万部町議会臨時会会議録

令和 2年 5月22日 開会
令和 2年 5月22日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 2 年 5 月 2 2 日（金曜日）第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について （令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号））	3 頁
○承認第 2 号 専決処分の承認について （令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 3 号））	4 頁
○承認第 3 号 専決処分の承認について （令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 4 号））	6 頁
○議案第 1 号 長万部町税条例の一部を改正する条例	7 頁
○議案第 2 号 長万部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	9 頁
○議案第 3 号 長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例	9 頁
○議案第 4 号 令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 5 号）	11 頁
○議案第 5 号 令和 2 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	12 頁
○議案第 6 号 財産の取得について	13 頁
○閉 会 宣 告	13 頁

令和2年第3回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 令和 2年 5月22日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 2年 5月22日（金） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡	正志	町	民課	長	佐藤	剛
副	町	長	佐藤	英代	保健福祉課	長	岡部	忠
総務課	長	本前	武広	健康推進室	長	野澤	明子	
新幹線推進課	長	岸上	尚生	税務課	長	中山	裕幸	
産業振興課	長	小川	洋	出納室	長	岡野	喜美雄	

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	豊嶋	慎一
議会事務局	主幹	増田	理恵
議事	係	工藤	大智

◎議事日程

- | | |
|-------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 承認第1号 | 専決処分の承認について
(令和2年度長万部町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第4 承認第2号 | 専決処分の承認について
(令和2年度長万部町一般会計補正予算(第3号)) |
| 日程第5 承認第3号 | 専決処分の承認について
(令和2年度長万部町一般会計補正予算(第4号)) |
| 日程第6 議案第1号 | 長万部町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 議案第2号 | 長万部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 議案第3号 | 長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 議案第4号 | 令和2年度長万部町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第10 議案第5号 | 令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 議案第6号 | 財産の取得について |
-

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

- 議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回長万部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

◎諸般の報告

- 議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。
豊嶋事務局長。
- 議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。
監査委員から3月分の出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長および委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。
- 議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番辻紀樹議員、5番長崎議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎承認第1号 専決処分の承認について (令和2年度長万部町一般会計補正予算(第2号))

- 議長（辻義雄） 日程第3、承認第1号専決処分の承認について（令和2年度長万部町一般会計補正予算(第2号)）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。
本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第2号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ350万円を追加し、補正後の予算総額を47億6,680万円とするものであります。専決処分いたしました内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

商工費は350万円の追加であります。商工振興費、負担金・補助及び交付金350万円の追加は受難事業者支援金で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業に大きな影響を受ける町内の中小企業等に対し、支援金を支給するものであります。支給額については5万円で、うち飲食業および宿泊業を営む事業者については10万円の支給であります。なお、町が事業補助を行っている団体等から同様の助成金を受ける事業者や、支援金支給開始日に事業所が廃業していた場合などについては、支給の対象外とするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。18繰入金、財政調整基金繰入金は350万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、6億3,976万7,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第3号））

○議長（辻義雄） 日程第4、承認第2号専決処分の承認について（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第3号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月11日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ5億4,059万5,000円を追加し、補正後の予算総額を53億739万5,000円とするものであります。専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

民生費は5億3,367万1,000円の追加であります。特別定額給付費は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国が実施する特別定額給付金事業に係る関連予算の計上であります。職員手当等112万5,000円の追加は時間外勤務手当。需用費35万5,000円の追加は、消耗品費が10万円の追加、印刷費が25万5,000円の追加。役務費128万9,000円の追加は、通信費が94万8,000円の追加、口座振込手数料が34万1,000円の追加。委託料319万6,000円の追加は、特別定額給付金システム導入委託。使用料及び賃借料30万8,000円の追加は、複写機借上料が24万2,000円の追加、間仕切りパネル借上料が6万6,000円の追加。負担金・補助及び交付金は5億2,070万円の追加で、特別定額給付金であります。給付対象者は、基準日である令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている者で、受給権者は、その者の属する世帯の世帯主。給付額は、給付対象者1人につき10万円であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、特別定額給付金給付事業で、歳出同額の5億2,697万3,000円を計上いたしました。

子育て世帯臨時特別給付費は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として国が実施する子育て世帯臨時特別給付金事業に係る関連予算の計上であります。職員手当等12万5,000円の追加は時間外勤務手当。需用費3万円の追加は消耗品費。役務費17万4,000円の追加は、通信費が5万4,000円の追加、口座振込手数料が12万円の追加。委託料190万9,000円の追加は、子育て世帯臨時特別給付金システム導入委託。負担金・補助及び交付金446万円の追加は子育て世帯臨時特別給付金であります。支給対象者は、支給対象児童に係る令和2年4月分の児童手当を受けた受給者で、対象児童は、令和2年4月分の児童手当が支給される児童。支給額は、対象児童1人につき1万円であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、子育て世帯臨時特別給付金事業で、歳出同額の669万8,000円を計上いたしました。

衛生費は692万4,000円の追加であります。予防費、需用費679万8,000円の追加は消耗品費。役務費12万6,000円の追加は通信費で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染した場合に重症化するリスクが高く、また、自らマスクを購入することが困難な70歳以上の高齢者、身体障がい者および妊婦について、一人あたり50枚入りのマスク1箱を配付するものであります。なお、配付にあたっては、対象者へ引換券となるハガキを郵送し、役場、福祉センター、各地域会館等での交換を予定しているところであります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

18繰入金、財政調整基金繰入金は692万4,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は6億3,284万3,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。4頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本件を採決いたします。
お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号 専決処分の承認について

（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第4号））

○議長（辻義雄） 日程第5、承認第3号専決処分の承認について（令和2年度長万部町一般会計補正予算（第4号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第3号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第4号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月15日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,050万円を追加し、補正後の予算総額を53億1,789万5,000円とするものであります。専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

衛生費は1,050万円の追加であります。予防費、需用費1,028万5,000円の追加は消耗品費。役務費21万5,000円の追加は通信費で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、70歳以上の高齢者等に配付することとしているマスクについて、このたび在庫確保にめどがついたことから、支給対象を全町民に拡充し配付するものであります。支給対象は、基準日である5月15日現在、本町の住民基本台帳に登録されており、かつ、配付日現在において引き続き本町の住民基本台帳に登録されている者で、配付枚数は一人につき50枚、小学生以下については子供用マスクの配付を予定しております。

次に、歳入についてご説明いたします。18繰入金、財政調整基金繰入金は1,050万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、6億2,234万3,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第4号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁です。あ

りませんか。

高橋議員。

○議員（3番 高橋克英） 町長に伺います。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、いち早く町内の中小企業等へ支援金を支給、70歳以上の高齢者へのマスクの配付、全町民へのマスク配付の拡大などを計画しておりますが、さらに対策を講ずる考えはありますか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） すみません、突然の質問だったんで。実は今、もう一段対策を講じようと言うことで。長いこと学校も休校して、町民の皆さんも自粛しておられるということで、まず暮らしの支援をしていきたい。その暮らしの支援が、町の経済活性化に繋がるような形で今制度設計を進めているところであります。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号 長万部町税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第1号長万部町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、議案第1号長万部町税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等について、固定資産税の特例、徴収猶予の特例、寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例および軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長などの特例措置を講ずるため、長万部町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文で、下線部分が改正する部分でございます。

1頁をご覧ください。はじめに第1条関係による改正についてご説明いたします。附則第10条中改正後は「、第61条又は第62条」と「、第61条若しくは第62条」を加えるものです。

附則第10条の2は、改正後の16項中に、「。第17項において同じ」を加え、同条の次に「17法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及

び構築物にあつては、0)とする。」を加えるものであります。

次に、1頁の第15条の2ですが、2頁をご覧ください。改正前が「令和2年9月30日」を、改正後は「令和3年3月31日」に改めるものであります。

2頁の中段ですが、附則に次の1条を加えます。「(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)第24条、第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2、第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。」を加えるものです。

次に、3頁をご覧ください。第2条関係についてご説明いたします。附則第10条は、改正前が「第61条又は第62条」を、改正後は「第63条又は第64条」に改め、改正前「第61条若しくは第62条」を、改正後は「第63条若しくは第64条」に改めるものであります。

附則第10条の2は、第17項中、改正前「附則第62条」を、改正後は「附則第64条」に改めるものです。

3頁から4頁をご覧ください。附則に次の2条を加えます。「(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)第25条、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。」

引き続き4頁をご覧ください。「(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)第26条、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。」を加えるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 長万部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第2号長万部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第2号長万部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約し説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前、下線部分が変更する内容であります。

第2条は、本町において行う事務で、第7号の次に第8号として、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町後期高齢者医療の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第3号長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第3号長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。今回の傷病手当金は、特例的、時限的なものであるため、附則に追加する改正であります。

附則を条立てに置き換えて、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」として、第2条第1項は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与等の支払いを受けている者に対して、その労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するとします。

第2項は、傷病手当金の額で、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とします。ただし、健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分に2に相当する金額、「日額3万887円」を超えるときは、その金額とします。

2頁をご覧ください。第3項は、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとします。

次に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整として、第3条は、傷病手当金の支給期間において、給与等の全部または一部を受けることができるものに対しては、これを受けられることのできる期間は、傷病手当金を支給しないとします。ただし、その受けられることのできる給与等の額が、傷病手当金として算定される額より少ないときは、その差額を支給します。

第4条第1項は、前条に規定する者が、受けられるはずであった給与等の全部または一部につき、その金額を受けられなかったときは、その分についても傷病手当金を支給するとします。

第2項は、前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するとします。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするというものであります。規則で定める日につきましては、令和2年9月30日を予定しております。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和2年度長万部町一般会計補正予算（第5号）

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第4号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第4号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第5号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ420万1,000円を追加し、補正後の予算総額を53億2,209万6,000円とするものであります。内容は補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は7万6,000円の追加であります。一般管理費、役務費は71万5,000円の減額で指定金融機関派出所業務取扱手数料。会計管理費、報酬66万円の追加は一般事務員で、北洋銀行が役場庁舎内で行っている指定金融機関派出所業務が5月末をもって廃止となることから、新たに窓口業務の一部を会計年度任用職員により対応するため、関連予算を計上するものであります。

企画費、需用費は7万1,000円の追加で、内訳は、消耗品費が2万5,000円の追加は、本年度文化推進員として採用となった地域おこし協力隊員の図書館司書資格取得に伴う教科書代。食糧費4万6,000円の追加は、昨年度まで農業支援員として活動し、本年度より飲食事業へ転換をした地域おこし協力隊員の商品開発に係る材料代であります。

負担金・補助及び交付金6万円の追加は地域おこし協力隊員研修会負担金で、地域おこし協力隊員の図書館司書資格取得に伴う受講料であります。

土木費は412万5,000円の追加であります。都市計画総務費、委託料412万5,000円の追加は立地適正化計画策定業務委託で、北海道新幹線駅周辺整備にあたり、都市機能の集約および住居の誘導区域などの設定を行うため策定する立地適正化計画について、このたび国より補助内示があったことから業務を委託するものであります。

歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、集約都市形成支援事業で、歳出同額の412万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出で説明した分は省略させていただきます。

18繰入金、財政調整基金繰入金は7万6,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は

6億2,226万7,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第5号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第5号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第5号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ9万円を追加し、補正後の予算総額を7億6,000万3,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。保険給付費は9万円の追加であります。傷病手当金の負担金・補助及び交付金に傷病手当金を、9万円追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。道支出金は9万円の追加であります。保険給付費等交付金の特別交付金9万円の追加は、傷病手当金分の追加であります。

以上が、議案第5号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 財産の取得について

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第6号財産の取得についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第6号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

先ほど専決処分の承認をいただきました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第4号）に予算計上いたしましたマスクを購入するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものがあります。

取得財産はプリーツ型マスク使い捨て耳掛け式15万枚。子供用マスク使い捨て耳掛け式2万枚であります。取得金額は924万円で、内訳はプリーツ型マスク使い捨て耳掛け式は1枚50円で、15万枚に消費税を加え825万円。子供用マスク使い捨て耳掛け式は1枚45円で、2万枚に消費税を加え99万円であります。取得の相手方は、宮城県仙台市青葉区小田原7丁目5の46、株式会社野佐和、代表取締役松木宏嘉であります。

以上が議案第6号財産の取得についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第3回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

10時38分 閉会
